

富山県 砺波連 いろうれん

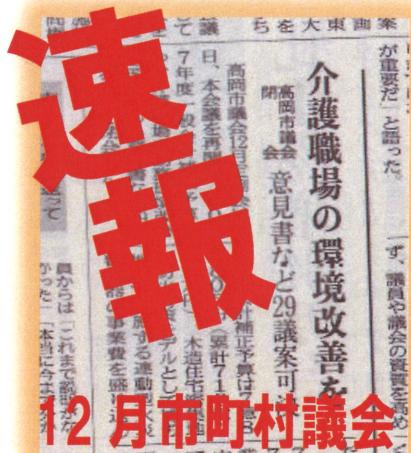
発行 富山県医労連書記局

〒931-8313 富山市豊田町 1-1-8 Tel&FAX 076-441-7360
E-MAIL toyamakenirouen@dream.ocn.ne.jp

2017 **12**
NO5

主な記事 12月市町村議会 意見書採択

2017. 12.21



この秋寄せられた署名

安全・安心の医療・介護の実現と
夜勤交替制労働の改善を求める国会請願署名

衆議院議長 參議院議長

年 月

简介项目

精硕教材

第十一章 水土保持工程
11.1 土质边坡工程 (下) 11.2 土质边坡工程 (上) 11.3 土质边坡工程 (综合)

富山市議会で上がった意見書

1日8時間を基本に上限規制
勤務時間間隔確保/夜勤回数制限
夜勤従事者の労働時間短縮
介護施設など1人夜勤早期解消

- ・1人夜勤の問題
- ・人員配置基準が少なすぎる問題等も指摘
- ・報酬引き上げが欠かせない事も明記

富山県医労連では、12月市町村議会に向けて、県議会で上がった2つの意見書（①安心安全医療介護②介護従事者の勤務環境改善）をもつて、議員要請行動を行つて来ました。要請の際、県内看護師758人の看護

実態調査結果・新聞取材記事「減らぬ夜勤・病む医療現場」を持参し全会派に要請。11月には、国会に行つて署名提出行動、県選出の国會議員要請も行つてきました。

富山市議会は、政務活動費不正取得問題を機に、私たちの要求に耳を傾けてくれるようになり、今回の意見書採択は、昨年12月の介護従事者の処遇改善の意見書採択に続く

高岡市議会

月の県議会採択に續き、医労連の主張（人手不足の原因として低賃金の他に、1人夜勤や16時間以上夜勤の問題・施設の定数の問題を指摘・解決の為に報酬引き上げが欠かせない事も明記）が盛り込まれた介護従事者の勤務環境改善・処遇改善の意見書があがりました。

富山市	黒部市	魚津市	滑川市	朝日町
入善町	上市町	立山町	射水市	高岡市
水見市	砺波市	小矢部	南砺市	舟橋村

太字が安心安全の医療介護の意見書が

採択された市町村議会 H29.12.20

富山市	黒部市	魚津市	滑川市	朝日町
入善町	上市町	立山町	射水市	高岡市
氷見市	砺波市	小矢部	南砺市	舟橋村

太字が**介護待遇改善の意見書**が採択さ

れた市町村議会 H29.12.20



安全・安心の医療・介護の実現と勤務環境の改善を求める意見書

厚生労働省では、平成19年に改定された福祉人材確保指針において、労働者の負担軽減や介護・福祉の質の確保のための体制づくりが重要であるとしている。また、夜勤交代制労働の負担軽減など勤務環境整備を求める通知を発出し、医療法に勤務環境改善の努力義務が規定され、都道府県に医療勤務環境改善支援センターも設置された。

しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護の現場は深刻な人手不足となっており、労働実態は依然として厳しいままである。安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師・介護職員の増員や夜勤交代制労働を含む労働環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことが求められている。

よって、国会並びに政府に置かれては、次の対策を講じるよう要望する。

記

1 医師・看護師・医療技術者・介護職員などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。

(1) 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間隔のインターバル確保、夜勤回数制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

(2) 夜勤交代制労働者の労働時間を短縮すること。

(3) 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。

2 医師・看護師・医療技術者・介護職員などを増員すること。

3 安定的な財源を確保した上で、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

富山市議会

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を国に求める意見書

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。平成29年度の県内介護福祉士養成校の定員充足率は49.4%と過去最低となっている。また、富山県社会福祉協議会が、県内の民間社会福祉事業所に対し昨年行った調査でも、1,125事業所のうち471事業所が人材を必要としていると答え、必要数は1,287人にのぼる。

現在、多くの介護事業所では、人材確保が困難を極め、深刻な人手不足の状態が続いている。人手不足の原因は、過酷な労働と低賃金である夜勤の問題（16時間以上長時間夜勤が主であること・1人夜勤も認められていること）や人員配置基準が少なすぎる等の問題を解決し労働環境を改善すること、そして全産業と大きな差がある低賃金を解決していくことが、今、強く求められている。

平成27年4月に実施された介護報酬の改定では、内容が不十分であったため、多くの事業所で介護労働者の処遇に大きな影響を及ぼした。

このような中、平成29年に報酬改定を1年前倒しして処遇改善加算の措置がとられたが、その効果が介護労働者の賃金改善にまでは及んでいないというのが実感である。

人材不足の解消・介護制度の充実を図るために、介護報酬の引き上げが欠かせない。同時に報酬の引き上げに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になる。

よって、国会及び政府におかれでは、介護労働者の勤務環境改善及び処遇改善を図り、介護制度の真の持続性を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

高岡市議会